

# 冬の生活支援事業(暖房用燃料費助成)

高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の皆さんへの冬の生活支援として、次のとおり暖房用燃料の購入に対して、助成を行います。

## ☆対象となる方は

平成25年11月1日現在(基準日)、町内に住所を有し、平成25年度の町民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯(生活保護世帯や施設入所者、基準日に在町していない方等は、除きます。)です。

### ①高齢者世帯

- ア 年齢満65歳以上の単身世帯
- イ 夫婦の両方あるいはどちらか一方が満65歳以上の世帯、又は年齢満65歳以上の方で同居の扶養親族がいる世帯

### ②障がい者世帯

- ア 療育手帳区分A判定の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯
- イ 身体障がい者手帳1級及び2級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯
- ウ 精神保健福祉手帳1級、2級及び3級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

### ③ひとり親世帯

- ア 20歳未満の子どもと父又は母のいずれか一方によって構成されている世帯

☆助 成 額 1世帯10,000円を助成します。

☆申 請 方 法 対象となる方は、広報誌に折込みされている申請書に必要事項を記入し、役場町民課または問寒別出張所に提出してください。認定調査をした後に、対象となる世帯へ、認定通知書を交付します。

☆助 成 方 法 助成金は口座に振込みますので、公金等(税金、保険、水道等)の取引がある口座番号を記載してください。確認のため、役場の各担当に番号等の確認をすることを承諾していただきます。

☆暖房用燃料とは 暖房用燃料とは、灯油、電気、石炭、ガス、薪(木材燃料等)が対象となります。

**提出方法** 広報誌折込の申請書に記入の上、役場町民課又は問寒別出張所へ提出願います。(郵送可)申請書は、保健福祉グループ窓口にも用意しています。

**申請期間** 平成25年11月1日から翌年2月末日まで  
11月中の申請は翌月中旬の振込みとなり、以後、同様の取り扱いとしますので、なるべく早く申請書を提出してください。

※詳しくは、役場町民課保健福祉グループまで(Tel5-1115)(告知端末機5-8815)